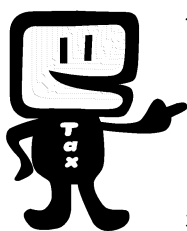


# お酒の適正な 販売管理に向けて

国税庁では、酒類の適正な販売管理の確保に資するため、酒類の販売管理状況等について、毎年4月、酒類小売業者の皆様から「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」を提出していただくこととしておりますので、必ず提出いただきますようお願いいたします。



提出にあたりましては、事業所・ご自宅からオンラインを利用した国税電子申告・納税システム(e-Tax)による提出が大変便利です。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前に是非ご覧ください。

分かりにくい点や更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、税務署の担当酒類指導官又は酒類業調整官にお尋ねください。

国税庁ホームページでは、身近な税の情報を提供するとともに、酒類に関する情報を随時掲載しています。

- 国税庁のホームページアドレスは、<https://www.nta.go.jp>です。

「お酒に関する情報」は  
<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/index.htm>です。



法人番号:7000012050002

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。